

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

● 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

● 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(注) 対象世帯には、市よりお知らせします。

○ 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

● さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続します。

(注) 第2子以降の保育料は、所得区分に応じて半額又は無料。

(注) 第1子、2子が18歳未満で第3子以降の保育料は無料。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

【保育料無償化の方法】

○ 対象となる保護者は、10月からの利用料の納付が不要となります。

(注) 対象となる保護者には、市よりお知らせします。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、天草市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。認定にあたっては、原則、通われている幼稚園を経由して所定の認定申請書及び保育の必要性が分かる書類を天草市子育て支援課へご提出いただく必要があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じ 1日あたり 450 円を上限に月額 11,300円まで預かり保育の利用料が無償化(償還払い)されます。

(注) 住民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。その場合、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額16,300円までとなります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、天草市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。認定にあたっては、所定の認定申請書及び保育の必要性が分かる書類を天草市子育て支援課にご提出いただく必要があります。

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額 37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000円までの利用料が無償化(償還払い)されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、市が確認を行ったものを対象とします。

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先：天草市健康福祉部子育て支援課

TEL : 0969-27-5400

mail : kosodatesien@city.amakusa.lg.jp